

代表者や商号等の変更後もそのままICカードを使用すると不正使用になります

令和6年4月1日
行政経営課

入札に参加するために電子入札システムで使用するICカードについては、登録されている情報に変更が生じた場合、再発行が必要となります。このため、次に例示する登録情報の変更が生じた時点で、それまで使用していたICカードは失効となりますので、その後は使用しないでください。

失効したICカードの使用（入札を含む一切の操作）は不正使用に当たり、入札参加資格停止の対象になることがあります。

(例) ICカードの名義人である代表者又は受任者
商号
本社住所 等

(ICカードに登録されている情報は、ICカードを発行する各認証局によって異なりますので、ご注意ください。)

- ICカードに登録されている情報に変更となった場合は、速やかに再発行の手続きを行ってください。
- ICカードの再発行が完了するまでの期間は、電子入札システムは使用しないでください。入札参加を希望される場合は、紙入札による参加ができます。
- 併せて入札参加資格の登録内容についても変更手続きをしてください。

ICカードの更新手続き中に指名競争入札の入札通知書が届いた場合は・・・

紙入札方式移行承諾願を提出することにより、紙入札で参加することができます。

ICカードの更新手続き中に参加したい一般競争入札があった場合は・・・

紙入札方式参加承諾願を提出することにより、紙入札で参加することができます。



ICカード更新手続き中の入札の手続きについては各発注機関に相談してほしいけん

※様式及び提出先については、<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39582.html> をご参照ください。

※変更があった場合の各種手続きについては、「入札参加資格の登録内容に変更があった場合の手続きについて」をご参照ください。